

東京医療保健大学和歌山助産学専攻科 履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学学則に定めるほか、東京医療保健大学和歌山助産学専攻科における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 和歌山助産学専攻科の授業科目は、大学学則第47条の2に定めるとおりとする。

2 修了要件上、授業科目は、次のとおり区分する。

(1) 必修科目・・・必ず履修しなければならない科目

(2) 選択科目・・・自由に選択できる科目

(授業期間および授業時間)

第3条 授業期間は、前期・後期の2学期制とする。

2 授業科目によっては、夏季、冬季、春季休業日に集中して実施することがある。

3 授業時間は、90分間の授業時間をもって1時限とし、単位上の計算は2時間の学習を行ったものとする。

4 授業時間は、原則として1日7時限とし、次のとおりとする。

1時限目 9:00～10:30

2時限目 10:40～12:10

3時限目 13:00～14:30

4時限目 14:40～16:10

5時限目 16:20～17:50

6時限目 18:00～19:30

7時限目 19:40～21:10

(単位の認定・学修の評価)

第4条 単位認定に係る学修評価は、筆記試験、レポート、実技、平素の成績によって行うものとする。

2 単位認定に係る学修評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)とし、C以上を合格とし単位を認定するものとする。

3 再試験において単位を認定する場合の評価・評点はC(60点)とする。

(試験)

第5条 試験は期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。
- 3 試験は筆記、口述、レポート提出、実技等の方法により行う。
- 4 次のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。
 - (1) 履修登録をしていない者。
 - (2) 授業の出席が、定められた授業時間数について、講義及び演習においては3分の2に満たない者、また実習においては5分の4に満たない者。
- 5 前項第2号の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

(追試験、再試験)

- 第6条 疾病その他、やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合は、申し出により追試験を受験することができる。
- 2 試験の不合格者に対して、再試験を実施することができる。
 - 3 その他、追試験、再試験に関し、必要な事項は、別に定める。

(履修登録)

- 第7条 履修しようとする授業科目については、各学期始めの指定された期日までに履修登録をしなければならない。
- 2 履修登録は、指定された期間内であれば、1回に限り変更ができるものとする。

(休講)

- 第8条 休講とは、学校行事、地震・風水害、交通機関の運転中止および授業担当教員の事由により授業を行わなかった場合を指す。
- 2 休講があった場合は、原則として補講を行う。

(欠席)

- 第9条 欠席とは、授業に出席しない場合をいう。欠席した場合は欠席届を提出する。
- 2 次の各号の事由により欠席した場合は、所定の欠席届及び事由を証明する書類等を提出することにより欠席回数には算入しないものとする。なお、事由別の欠席回数に算入されない日数は別に定める。
 - (1) 親族等の死亡による忌引き。
※1 親等…7日、2 親等…3日、3 親等…1日

- (2) 災害又は交通機関の運転中止による通学不能の場合。
- (3) 学校保健安全法施行規則に定める伝染病に罹患した場合。
- (4) その他、本学が必要と認めた場合。

(不正行為)

第10条 試験等において不正行為を行った者は、大学学則第65条の規定による懲戒の手続きをとるものとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。